

介護保険制度改正における軽度者への給付見直しに関する意見書

高齢化社会において現行の介護保険制度による軽度者に対する福祉用具、住宅改修に対する補助制度は高齢者の自立や介護者の負担軽減に大きな役割を担っており、地域包括支援システムの基礎ともいえる制度です。

しかし、平成27年6月30日に閣議決定された、次期介護保険制度改正の中には、要支援1、2ならびに要介護1、2の軽度者に対する福祉用具貸与ならびに住宅改修の費用を原則自己負担とすることが盛り込まれました。軽度者にとって、手すりや歩行器などの福祉用具は、転倒による骨折予防や歩行機能の維持に不可欠であり、高齢者が地域で暮らせる環境作り、社会活動の機会を増やす事にもつながっています。また、住宅改修については軽度者の安全確保とともに介護者の負担軽減にも大きく役立っています。

仮に軽度者に対する福祉用具貸与ならびに住宅改修の費用が原則自己負担になれば、低所得世帯等の弱者にとっては大きな経済的負担となり、これらサービスの利用が抑制されることが懸念されます。すなわち、高齢者の自立的な生活が阻害されるとともに重度化が進展する事になれば、介護保険給付の適正化に反して給付費が増大するおそれがあるとともに、本来介護保険料を払うことで、必要なときに十分な介護が受けられるという介護保険制度本来の趣旨にそぐわなくなると考えます。

以上の理由から次期介護保険制度改正における福祉用具貸与ならびに住宅改修の費用を原則自己負担とする内容については、現行通り介護保険の給付対象とする事を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月29日

福岡県小郡市議会

内閣総理大臣

衆議院議長

参議院議長

財務大臣

厚生労働大臣